市　章

# 大津市公報

令　和　８　年　10　月　５　日
号　外　（第　67　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 規　　則

88　大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 1

○ 企 業 局 管 理 規 程

11　大津市企業局会計規程の一部改正…… 2

## 規　　則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年10月５日

大津市長　　佐　　藤　　健　　司

**大津市規則第88号**

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第６条を削る。

第６条の２中「別表第１の５の２の項」を「別表第１の５の項」に改め、同条を第６条とする。

第15条第１号ア中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

第20条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第21条第２項中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第22条中「の規則で定める事務は第６条に掲げる事務とし、同項」を削り、「次に」を「、次に」に改め、第１号から第３号までを削り、同条第４号中「要保護外国人等」を「現に保護を受けているといないとにかかわらず、保護を必要とする状態にある生活に困窮する外国人又は保護を受けていた外国人（以下この条及び第34条において「要保護外国人等」という。）」に改め、同号を同条第１号とし、同条中第５号を削り、第６号を第２号とし、第７号から第16号までを削り、第17号を第３号とし、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

条例別表第２の８の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

⑴　生活保護法第19条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務

⑵　生活保護法第24条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の開始若しくは同条第９項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

⑶　生活保護法第25条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は同条第２項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の変更に関する事務

⑷　生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の停止又は廃止に関する事務

⑸　生活保護法第29条第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施等のために必要な資料の提供等の求めに関する事務

⑹　生活保護法第55条の４第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

⑺　生活保護法第55条の５第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

⑻　生活保護法第55条の８第１項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

⑼　生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に要する費用の返還に関する事務

⑽　生活保護法第77条第１項又は第78条第１項から第３項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第78条の２第１項又は第２項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第22条の２第２号中「児童扶養手当支給関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）」に改める。

第22条の３を削る。

第23条第１号ウ中「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第１項若しくは第３項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第４条第１項の支援給付の支給の実施に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。）」に改める。

第25条中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「（昭和39年法律第129号）」を加える。

第29条第３号中「自立支援給付支給関係情報」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第６条の自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付支給関係情報」という。）」に改める。

第31条第４号中「医療保険各法」の次に「（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。次条において同じ。）」を加え、同条第６号中「児童手当支給関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）第８条第１項（同法附則第２条第４項において準用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する情報」に改める。

第33条第４号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加える。

第34条中「第６条」を「第22条第１項」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 企 業 局 管 理 規 程

**大津市企業局管理規程第11号**

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月５日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

別表第２第１号収益勘定の表中「有価証券利息」を「有価証券利息／基金利息」に改め、同号資産勘定の表中「破産更生債権等貸倒引当金　」を「破産更生債権等貸倒引当金　／基金　」に改め、別表第２第２号収益勘定の表中「貸付金利息／有価証券利息」を「大口預金利息／貸付金利息／有価証券利息／基金利息」に改め、同号資産勘定の表中「破産更生債権等貸倒引当金　」を「破産更生債権等貸倒引当金　／基金　」に改める。

」　　」

「　　「

| |
|---|
| 貸付金利息 |
| 大口預金利息 |
| 有価証券利息 |

に改め、別表第２第３号収益勘定の表中　を　

| |
|---|
| 大口預金利息 |
| 貸付金利息 |
| 有価証券利息 |
| 基金利息 |
| 配当金 |

に改め、同号

」　　」

「

| | |
|---|---|
| 破産更生債権等貸倒引当金 | |

資産勘定の表中　を

」

「

| | |
|---|---|
| 破産更生債権等貸倒引当金 | |
| 基金 | |

に改める。

」

**附　則**

この規程は、令和８年10月５日から施行する。